

社会福祉法人大村市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大村市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条及び社会福祉法人大村市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営規程第5条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び各種委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、別表のとおり報酬を支給することとし、支給方法については職員の例による。
- (2) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (3) 会長以外の役員等については、理事会、評議員会及び各種委員会等本会業務への出席の都度別表のとおり日額報酬を支給するものとする。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する者及び本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける者には支給しない。

また、監事が定款第22条に規定する職務を行う場合に限り、別表のとおり年額報酬を支給するものとする。

- 2 役員等が本会の業務のため旅行したときは、その旅行について別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。この場合、費用弁償は行わない。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 5 会長、会長を除く理事及び監事の報酬等の各年度の総額は、会長1,464,000円以内、常務理事4,239,000円以内、理事392,000円以内、監事152,000円以内とする。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(役員等で非常勤の者の費用弁償に関する規程の廃止)

2 役員等で非常勤の者の費用弁償に関する規程は、廃止する。

(社会福祉法人大村市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営規程の一部改正)

3 社会福祉法人大村市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営規程の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(委員の報酬等)

第5条 委員がその職務のため、評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬については、社会福祉法人大村市社会福祉協議会役員等で非常勤の者の報酬等に関する規程で定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

役員等区分	報酬等の種類
会長	報酬月額 122,000円
常務理事	1 報酬月額 292,300円 2 期末手当 (1) 6月 報酬月額×1.25月 (2) 12月 報酬月額×1.25月
監事	1 監査業務 (1) 業務監査担当監事 報酬 年額10,000円 (2) 財務監査担当監事 報酬 年額30,000円 2 理事会等本会業務への出席 日額5,600円

理事	理事会等本会業務への出席 日額 5, 6 0 0 円
評議員	評議員会等本会業務への出席日額 5, 6 0 0 円
各種委員	本会業務への出席 日額 5, 6 0 0 円